

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和6年度事業点検・評価調書

3-4

3-4

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	文化財保護法に基づく保存管理
節			事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業(施策)名	4 法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底		関連団体	県文化課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業実施期間	H28～R6			
事業概要	【事業目的】 ○ 文化財保護法に基づき、文化財(有形文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観等)の保存管理を行う。 【事業内容】 ○ 公共事業を中心とした開発行為の把握や、関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議の徹底を図る。 【本計画終了時点のゴール】 ○ 法令・規則等に基づいて、文化財保護のための行政措置等を継続して実施する。(定数的な目標値は設定しない。)			
これまでの取組実績	○ 公共事業の開発担当者向けの文化財取扱い説明会を毎年度開催し、文化財保護制度の周知啓発を行った。 また、市民や民間事業者に対しては、制度説明用パンフレットや市広報媒体(ホームページ等)を通じて、文化財保護のための手続きを周知した。			
事業計画と実績	【R6年度計画】 ● 公共事業を中心とした開発行為の把握や、関係機関との事前協議を行う。 ● 公共事業開発担当者向けの文化財取扱い説明会を開催し、文化財保護制度について関係者へ周知する。 【R6年度実績】 ● 公共事業の実施に伴い、関係機関と事前協議を行った。 ● 令和6年5月30日に公共事業開発担当者向けの文化財取扱い説明会を開催し、各文化財保護制度について関係者へ周知した。			
事業評価	【ゴールに対する計画終了時の達成度】 [A ・ <u>B</u> ・ C] ◇ 法令・規則等に基づき、都度申請者と協議・調整を図るものであるため、定数的な目標値は設定していないが、計画通りに実施していることから、B評価とした。			
課題	■ 文化財保護のための行政措置について、公共事業のみならず広く関係者に周知していく必要がある。			

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。